

事務連絡
令和6年7月19日

「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」の終了に伴う
減車車両の再配分について

令和6年7月19日付け事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置に関する今後の運用方針について」に基づく令和6年4月1日時点における減車車両数及び再配分に係る申出条件、配分希望の申出受付期間を下記のとおり公表します。

記

1. 令和6年4月1日時点における減車車両数

107台

2. 配分希望の申出受付期間

令和6年7月22日から令和6年7月24日まで

3. 申出条件

運転者数を、配分を希望する車両数に申出時点の事業計画上の車両数を加算した合計値で除して1以上となる事業者

※ 申出に当たっては、「新型コロナ休車に係る減車車両の有効活用の配分申出書」を提出してください。申出のあった事業者に対しては、沖縄総合事務局から7月26日までに配分車両数の通知を行います。

なお、通知を受けた事業者は、7月31日までに事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書を提出し、事業用自動車として登録後速やかに稼働させることを条件とします。